

**(公社)伊勢市観光協会・伊勢市共同公式ウェブサイト  
コロナ対策強化事業  
業務委託仕様書**

1 件名

(公社)伊勢市観光協会・伊勢市共同公式ウェブサイトコロナ対策強化事業業務  
(以下、「本業務」という。)

2 目的

既存の(公社)伊勢市観光協会・伊勢市共同公式ウェブサイト(以下、「サイト」という。)を、先進的な機能を持ち、デザインに優れ、また即応性の高いサイトにリニューアルすることにより、新型コロナウイルスにより以前同様の観光行動が難しくなった現在の状況に対応出来、ライバル地区と遜色なく伊勢の魅力を発信・販売できるサイトを実現する。そして、新型コロナウイルスの状況改善後は伊勢に観光に訪れるきっかけを作り、伊勢を訪れた観光客への適切な情報提供が行える、満足度の高い安心・安全な伊勢観光を図るサイトとすることを目的とする。

また、サイト自体のアクセス数重視から、情報の拡散・転載を重視した設計とする。

3 履行期間・場所

(1) 履行期間 契約締結日から令和3年3月31日まで

(2) 履行場所 (公社)伊勢市観光協会(以下、「本協会」という。)が指定する場所

4 業務委託内容

(1) 業務内容

A サイトのリニューアル(閲覧、コンテンツの新規作成及び整理、本協会側でのサイト管理機能)及び必須要件の確実な実行

※但し、下記のサブドメイン内のコンテンツは対象外とする。

・shop.ise-kanko.jp

・cf.ise-kanko.jp

・taiken.ise-kanko.jp

B サイト内の画像の更新

C 運用試験

D サーバーの構築

※令和3年3月1日までにサイトを構築し、その後本協会の指示に従って運用試験を行い、本協会の確認を得た上で、3月31日までにサイトを公開可能な状態とすること。

※本業務の履行にあたっては、本協会の求めに応じて進捗状況を適宜報告し、サイトの機能及びデザイン等の検討に際しては、その都度本協会との協議を十分に行うこと。

(2) サイトの主な必須要件

A 機能要件

ア ドメインは「https://www.ise-kanko.jp/」を使用すること。なお、必要があればサブドメインを利用してもよい。

- イ サーバーは安定的な運用実績があり、尚且つ充実したサポート体制のあるものを使用すること。
- ウ 納品後のサーバー及びドメイン管理は本協会で行う為、必ず管理者権限を本協会に移譲出来るようなサーバー及びドメインを選定し、またサーバー及びドメインのランニングコストも明記すること。
- エ サイトの保守等の提供は本業務の受託事業者が行い、緊急を要する事態が起こった際には、即座に対応、復旧できる体制を構築すること（データのバックアップなども含む）。
- オ 本業務終了後にサイトの保守や更新等に関わる年間のランニングコストが必要な場合は、参考として別途見積書により明示すること。
- カ 本協会側よりコンテンツ内容の新規作成、変更、削除の管理が容易に出来ること。
- キ 観光情報データベースの会員事業所店舗（飲食店、小売店、各種サービスの提供店舗等）のコンテンツは、「Google マイビジネス」等を使用し、店舗等が自ら編集できるシステムを利用すること。また、コンテンツには以下の情報を追加すること。
  1. 店舗情報（名称、所在地、電話番号、営業時間、業種等）
  2. 店舗画像（外観、店内）
    - ※既に店舗情報が記載されている場合や画像が十分に蓄積されている店舗に関しては省略出来るものとする。
- ク 観光情報データベースの会員事業所店舗（飲食店、小売店、各種サービスの提供店舗等）のコンテンツは、例えば「伊勢うどん」「手こね寿司」「真珠」など特色ある製品に関しては、「Google マイビジネス」等のシステムへ移動する前に紹介ページ等を作成するものとする（最低7テーマ）。
- ケ 観光情報データベースの観光施設（テーマパーク、水族館、美術館、博物館）のコンテンツは必ず紹介ページを設けて詳しく紹介する事。また、以下の情報は必ず記載する事。
  1. 施設情報（名称、所在地、電話番号、営業時間、業種等）
  2. 施設画像（外観、店内）
  3. 見どころ等施設の魅力向上に繋がるコンテンツを記載すること。
- コ 観光情報データベースの歴史的施設（神社、寺院、石碑、文化財、街並み等）のコンテンツは以下の情報及び歴史的背景等を詳しく記載すること。
  1. 施設情報（名称、所在地、電話番号、営業時間、業種等）
  2. 施設画像（外観、店内）
  3. 歴史的背景、由来等を記載すること。
- サ 観光情報データベースの歴史的施設（神社、寺院、石碑、文化財、街並み

- 等) のコンテンツは例えば「125社特集」「ご利益別神社特集」などの特集ページを作り、行きたくなるようなコンテンツを充実させること(最低5テーマ)。
- シ Facebook、Instagram、Twitter の投稿記事をサイトに貼り付け閲覧出来るようにすること。
  - ス 予約システム機能を装備し観光ガイドなどの予約が出来たり、レンタサイクルの予約と決済がサイト内で行えるようにする。またコロナ対策としてイベント開催時に日時指定で入場規制が行えたりと、本協会にて即座に対応出来るようにしておくこと。
  - セ チケット販売機能を装備しイベントの入場チケットや、クーポンチケット、体験チケット等が販売出来るようにすること。また販売チケットは本協会ですべて自由に販売が可能とすること。
  - ソ 各種コンテンツの無料及び有料ダウンロードが出来るようにすること。ダウンロード物は画像及び動画、音声とし、本協会ですべて自由に掲載が可能とすること。
  - タ グーグルカレンダーと連携したイベント及び行事情報機能を装備し、本協会ですべてグーグルカレンダーにイベントや行事を入力するだけで瞬時にサイトに表示される様にする。またそれらイベントや行事を1クリックするだけで閲覧者のスマホ及びPCのグーグルカレンダーに追加出来るようにすること。
  - チ Q&A機能を装備すること。例えば本協会に電話にて問い合わせが来た内容と答えを伝えながらその場でQ&Aに入力出来るような機能とすること。
  - ツ チャットBOTを装備し、チャットBOT経由で主にQ&A情報を検索、閲覧ができるようにすること。
  - テ サイトトップページに新着機能を装備し本協会ですべて記載出来るようにすること。
  - ト メルマガ機能を装備し、メルマガユーザーの開封率やユーザーの行動等の解析が行える機能とすること。
  - ナ アクセス解析はGoogle Analyticsを利用し、あらかじめ設定しておくこと。また伊勢市、協会事務局、IT委員会正副委員長、その他本協会事務局が認める者に閲覧権限を付与すること。
  - ニ 将来の拡張性に対応したシステムを採用すること。また、複数のシステムを使い分けることも可能とする。
  - ヌ サイト内検索機能を充実させること。Googleなどの外部サービスを利用する形でもよい。

## B デザイン要件

- ア 基本的にスマートフォン等のモバイル端末での閲覧をベースとした設計とすること。ただしPCでの表示も考慮しワイド画面で表示する場合は余白を設けるなどすること。
- イ 伊勢の美しい風景や史跡等の画像を多用し、視覚に訴えるサイトとすること。  
なお、使用する写真は、受託事業者において撮影及び調達するものを基本とし、写真の使用に際して必要な申請等は受託事業者の責任において行うこと。
- ウ サイト訪問者に「行ってみたい」と思わせるような画像を使用すること。
- エ 一部を除き画像は基本的にスクエア型とし、SNSでも使えるように別途画像集を用意すること。  
なお、受託事業者が準備した画像の著作権は受託事業者に帰属するものとするが、協会の判断にて観光協会別媒体での使用、貸与に足るべき案件での他社への提供を行う使用権を協会に与えるものとする。
- オ 機能的でデザイン性に富んだサイトを提供すること。
- カ 閲覧者が知りたい情報に直感的にアクセス出来ること。
- キ 季節に応じてサイトトップの画像やヘッダーフッターの色や画像が変化するサイトとすること（最低4季節、推奨毎月）。
- ク デザインにキャラクターを使用する場合は、伊勢まいりんくんを使用すること。但し使用は必須ではない。  
伊勢まいりんくんの著作権は株式会社アイブレーンの所有で、独占使用権は伊勢市観光協会が所有。著作権法を遵守し従うこと。  
伊勢まいりん君の別ポーズ等を新規に作成する必要がある場合は、本協会に事前に相談すること。

### ※参考資料

伊勢まいりん君の追加ポーズ作成に掛かる代金  
追加ポーズ1体 5,000円～10,000円  
キャラクターの向きや背景の加工等、若干の変更は無料とする。

## C 必須コンテンツ構成

- ア <http://www.ise-kanko.jp/>内にある既存の全コンテンツを必須とするが、以下の改廃案を基に調整すること、なお、独自案があれば提案すること。
1. 現状の大分類を以下に整理する。
    - ①特集ページ
    - ②モデルコース
    - ③観光スポット
    - ④グルメ・みやげ
    - ⑤イベント情報
    - ⑥宿泊予約
    - ⑦アクセス
    - ⑧役立ち情報
  2. 現状の下記の項目を一項目に統合する。

現状項目	内容
①食べる ②買う	一項目に統合
③遊ぶ ④知る	一項目に統合
⑤伊勢楽市 ⑥四季のイベント ⑦イベント情報	一項目に統合
⑧交通情報 ⑨アクセス	一項目に統合
⑩宿泊情報 ⑪宿の予約	一項目に統合 ※又は見せ方を工夫しうまく纏めること
⑫伊勢の食文化MAP ⑬パンフレットダウンロード	一項目に統合

3. 現状の下記の項目をアーカイブ化する。

①特集 ②昔の伊勢 (<http://www.ise-kanko.jp/movie/index.html> 内の動画)

4. 現状の下記の項目を廃止する。

①伊勢のファンクラブ ②Myルート検索

5. その他

青年部ページ等観光客に直接関係のないページは、会員向け（法人向け）などとしてまとめる。

イ 駐車場情報のページを作成すること。

ウ サイト内の各種施設等の画像は全て使わず、新たに撮り直しすること。

（画像のサイズ、画素数、クオリティを高める）

※4の（2）A機能要件のクのグーグルマップ上の店舗写真及び過去のことについて表現しているなど、過去の写真が必要な部分を除く。

エ イラスト、画像の許諾関係ページを作成すること。

（3）外国語対応

外国人対応として、日本語ページとそん色無い同等ページを最低英語にて作成すること。翻訳システムを利用することは可能とするが、誤訳についての修正手段を確保し、指示に基づいて修正すること。契約終了後については修正を本協会では実施可能とする仕組みを取り入れること。

5 その他

本業務の契約にあたっては、以下の点に留意すること。

（1）受託事業者の責務

A 受託事業者の責任において、業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。

- B 受託事業者は常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認のうえ適宜報告すること。
- C 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受託事業者の責任において適切に行うこと。
- D 業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(2) 秘密保持

- A 受託事業者は、契約の履行にあたっては秘密保持を遵守すること。
- B 受託事業者は個人情報保護を万全にし、契約を履行する受託事業者の従業員、その他の者と秘密保持契約を締結する等必要な処置を講ずること。
- C 受託事業者の従業員、その他の者が承認を得ることなく委託業務の内容を漏洩し、又は業務上知り得た個人情報を漏洩したことが明らかな場合は、本協会は受託事業者に対して損害賠償の請求を行うことができる。又受託事業者は外部に流出した媒体を可能な限り回収すること。

(3) 知的財産権

- A 業務履行の過程で生じた知的財産権やノウハウ等（以下、併せて「知的財産」という。）が本協会又は受託事業者のいずれか一方のみによって発明された場合、知的財産に関する著作権や特許権（以下、「著作権等」という。）は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属する。
- B 受託事業者が従前から有していた著作権等をサイトやソフトウェアに利用した場合や、前項により受託事業者に帰属する著作権等が、サイトやソフトウェアに利用された場合、本協会は契約に基づきサイトやソフトウェアを利用するために必要な範囲で、知的財産を利用することができる。
- C 業務履行の過程で生じた発明等が本協会及び受託事業者に属する者の共同で行われた場合、知的財産についての著作権等は、本協会と受託事業者の共有（持分均等）とする。
- D 本協会及び受託事業者は、前項の共同発明に係る著作権等について、それぞれ相手方の同意等を要することなく、これらを自ら利用することができる。但し、これを第三者に利用を許諾する場合、持分を譲渡する場合及び質権の目的とする場合は、相手方の事前の同意を要するものとし、この場合、相手方と協議の上、利用の許諾条件、譲渡条件等を決定するものとする。

(4) 成果品の所有権及び使用权

- A 受託事業者が契約に従い本協会に納入する成果品の所有権及び使用权は、本協会より受託事業者へ当該契約に係る請負代金が完済されたときに、本業務の受託事業者から本協会へ移転する。
- B サイトに利用した画像や動画等のデータは、可能な範囲内で別途データとして提出すること。

(5) 再委託の禁止

受託事業者は、業務のほとんどを再委託してはならない。

(6) 特許権等の使用

受託事業者は、特許権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているコンテンツ（写真、動画、イラスト、文章、キャッチコピー等）及びソフトウェア、ソフトウェア開発手法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(7) 第三者コンテンツ及びソフトウェアの使用

- A 第三者が権利を有するコンテンツ（写真、動画、イラスト、文章、キャッチコピー

一等) 及びソフトウェア (以下、「第三者コンテンツ及びソフトウェア」という。) の利用が必要となるときは、受託事業者は当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。

- B 前項にかかわらず、第三者コンテンツ及びソフトウェアをめぐる紛争については、当該第三者コンテンツ及びソフトウェアの利用に関する契約に基づき処理するものとし、本協会は責任を負わないものとする。

(8) プロジェクト管理

- A 受託事業者は、契約締結後速やかに本業務の運用体制を定め、本協会へ報告、説明を行うこと。
- B 受託事業者は、本業務の責任者を定め、進捗状況について適切な管理を行い、定期的に一定の様式を定めて報告し、承認を得ること。
- C 業務履行期間中に法令等の改正や性能を向上させるための技術的な指針等の改訂が発生した場合、本協会と協議の上、迅速に対応すること。

(9) その他

- A 事故が発生した際は直ちに本協会事務局に報告すること。
- B 本協会の財産を本業務以外の目的で使用しないこと。
- C 業務履行中に損害、事故等が生じた場合は、本協会の責に帰する場合を除き、その全ての責任を受託事業者が負うものとし、これにかかわる費用は全て受託事業者の負担とする。
- D 本協会は本業務履行上の理由により担当者の変更が発生した場合、事前に受託事業者へ連絡し変更することができる。
- E 本業務の履行にあたり、反社会的勢力 (暴力団等) による不当介入を受けたときは、所管の警察に通報するとともに、操作上必要な協力を行うこと。また、通報を行ったときは、その旨をただちに本協会へ報告すること。
- F 本業務に関連して裁判上の紛争が生じた場合は、伊勢市を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- G 仕様書に定めのない事項、又は業務の履行にあたって疑義が生じた場合は、本協会と受託事業者が協議をしてこれを定めるものとする。

以上